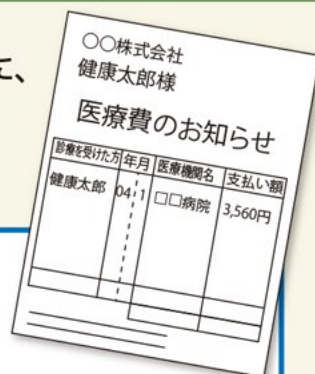


令和5年1月中旬～下旬

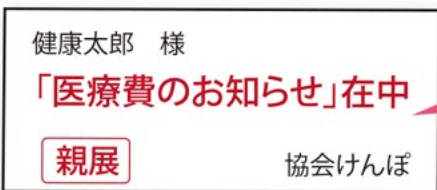
「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、年に1回「医療費のお知らせ」を発行しています。



令和4年度のお知らせ内容等

- **対象期間** 主に令和3年10月～令和4年9月に診療を受けた分
- **記載内容** 受診者名、診療年月、医療機関名、医療費支払額 など



個別に封入した状態で事業所にお送りします。

開封せずに、
各従業員様にお渡しください。

「医療費のお知らせ」に関するお問合せには

便利なチャットボットをご利用ください!

チャットボットのご利用はこちらから



- ✓ 医療費のお知らせに関するご質問について、AIを活用し、会話形式でご案内いたします!
- ✓ 24時間365日、手軽にスマートフォンやパソコンからご利用いただけます!



▲スマートフォン等で二次元コードを読み取り、ご利用ください。

医療費のお知らせに関するお問合せ先

協会けんぽ岐阜支部レセプトグループ ☎058-255-5158

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です。

確定申告をする際は、領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要です。

また、「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。

ただし、「医療費のお知らせ」には、令和4年10月分から令和4年12月分の医療費の記載はされていないため、該当期間については医療機関等からの領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成し、確定申告書に添付する必要があります。

ポイント!

国税庁からの お知らせ

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、スマートフォンやパソコンで医療費控除の確定申告ができます。以下のものがあれば、マイナポータルと連携して医療費の情報を取得でき、「医療費控除の明細書」に自動入力することができます。



- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（またはICカードリーダー）

確定申告や医療費控除の明細書については、**国税庁ホームページ**または**最寄りの税務署**にてご確認ください。